

平成 21 年度

財政健全化判断比率及び
経営健全化資金不足比率
審 査 意 見 書

珠 洲 市 監 査 委 員

平成21年度 財政健全化判断比率の審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	珠洲市算定値	早期健全化基準	財政再生基準 ¹
①実質赤字比率	— %	14.06%	20.0%
②連結実質赤字比率	— %	19.06%	40.0%
③実質公債費比率	20.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	109.0%	350.0%	—

※ 一%は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について…平成21年度の実質赤字比率は一%となっており、早期健全化基準の14.06%と比較すると、これを下回っている。

②連結実質赤字比率について…平成21年度の連結実質赤字比率は一%となっており、早期健全化基準19.06%と比較すると、これを下回っている。

③実質公債費比率について…平成21年度の実質公債費比率は20.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④将来負担比率について…平成20年度の将来負担比率は109.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

実質公債費比率については、早期健全化基準を下回っているが、数値的に高い状況にあるので、事業の見直しによる新発債の抑制や、借入先との協議により、特に高金利借入債の繰上償還を少しずつでも行われたい。

また、将来負担比率についても、数値算定の分子部分にあたる「将来的に負担すべき地方債償還額」や「退職手当支給予定額」等を適正に把握し、分母部分である標準財政規模の増減にあまり左右されない、適切な財政運営を望むものである。

平成21年度 経営健全化資金不足比率の審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
1 病院事業会計	— %	20.0 %
2 水道事業会計	— %	20.0 %
3 下水道事業特別会計	— %	20.0 %
4 農業集落排水事業特別会計	— %	20.0 %
5 国民宿舎事業特別会計 (観光施設事業)	— %	20.0 %

※ 一%は、資金の不足額がないことを示す。

(2) 個別意見（資金不足比率について）

平成21年度の上記5会計の決算に基づく資金不足比率は、いずれも一%となり、経営健全化基準の20%と比較するとこれを下回っている。

(3) 是正改善を要する事項等

特に指摘すべき事項はない。